

議案第 1 号(諮問)

富里市国民健康保険税条例の一部改正（案）について（概要）

1 改正理由

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 66 号）が令和 3 年 6 月 11 日に公布され、少子化対策の一環として、子育て世帯の負担軽減を図るため、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置が規定されたため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に未就学児の被保険者がある場合には、当該納税義務者に対して課する未就学児に係る被保険者均等割額を 5 割減額します。

(1) 未就学児の被保険者数（令和 3 年 6 月 30 日時点）

307 人

(2) 負担割合（5 割減額）

- ・ 公費の割合：国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4
- ・ 低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減を図るため、世帯主や被保険者の所得の合計が一定以下の場合に、国民健康保険税の均等割額及び平等割額の軽減を行っており、今回の減額措置により、未就学児に係る軽減後の均等割額の 5 割を減額します。

○未就学児 1 人に係る均等割額（年度額）

法定軽減割合	均等割額（法定軽減後）	未就学児減額分	減額後均等割額
7 割軽減	7, 650 円	3, 825 円	3, 825 円
5 割軽減	12, 750 円	6, 375 円	6, 375 円
2 割軽減	20, 400 円	10, 200 円	10, 200 円
軽減なし	25, 500 円	12, 750 円	12, 750 円

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日（令和 4 年度以後の国民健康保険税について適用）